



福岡県医師会 第1008号

平成24年7月11日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻 一良

(公印省略)

田川市乳幼児医療費支給制度及び重度障害者医療費制度の拡大について (通知)

今般、田川市より、平成24年10月1日診療分から入院に関する「乳幼児医療費支給制度」の対象を中学生まで拡大し、また、「重度障害者医療費制度」につきましても、入院上限日数を引き上げる旨、別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせにつきましては、田川市役所 市民課保険係(0947-44-2000 ※内線：116・117)までご照会ください。

記

1. 改正日：平成24年10月1日

2. 改正内容

(1) 乳幼児医療費支給制度

	現行	改正後
対象者	小学校就学前まで	小学生・中学生
医療証の名称	乳幼児医療証	子ども医療証
医療証の色	ラベンダー色	クリーム色
自己負担	なし	入院のみ無料

※小学校就学前まで(6歳に達した日以降最初の3月31日まで)の乳幼児につきましては、従来通り乳幼児医療証をお使い頂きます。

※既に、ひとり親家庭等医療証、重度障害者医療証をお持ちの方も、申請により、子ども医療証の交付を受けることになります。

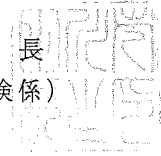
(2) 重度障害者医療費制度

	現行	改正後
入院	自己負担上限 月 20 日	自己負担上限 月 10 日
入院外	変更なし (月 500 円)	

田市保第55号の4
平成24年 7月 4日

福岡県医師会 殿

田 川 市 長
(市民生活部市民課保険係)



田川市乳幼児医療費支給制度及び重度障害者医療費制度の拡大について (通知)

平素より、田川市乳幼児医療費支給制度、重度障害者医療費制度及びひとり親家庭等医療費支給制度の円滑な実施につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年10月1日から、より一層の子育て支援を図るため、乳幼児医療費支給制度を拡大し、子ども医療として、下記のとおり行うこととしております。

今回の改正は、子ども医療費として、小中学生(15歳に達する日以後最初の3月31日まで)の入院医療のみを助成するもので、入院外医療費につきましては、助成はありません。

また、重度障害者医療費制度につきましても、受給者負担の軽減を図るため、平成24年10月1日から入院上限日数を引き下げます。

つきましては、本制度の円滑な実施に御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、田川医師会へは別に通知をしております。

記

1 改正日 平成24年10月1日診療分

2 改正内容

(1) 乳幼児医療費支給制度 (下線箇所が改正部分)

	現 行	改正後	
対象者	小学校就学前まで	小学校就学前まで	<u>小学生・中学生</u>
医療証の名称	乳幼児医療証	乳幼児医療証	<u>子ども医療証</u>
医療証の色	ラベンダー色	ラベンダー色	<u>クリーム色</u>
自己負担	なし	なし	<u>入院のみ無料</u>

※ 就学前まで(6歳に達した日以降最初の3月31日まで)の乳幼児につきましては、従来どおり乳幼児医療証をお使い頂きます。

※ 既に、ひとり親家庭等医療証、重度障害者医療証をお持ちの方も、申請により、子ども医療証の交付を受けることになります。

(2) 重度障害者医療費制度 (下線箇所が改正部分)

	現 行	改正後
入院	自己負担上限 月 20 日	自己負担上限 月 10 日
入院外	変更なし (月 500 円)	

お問合せ先

田川市市民課保険係

☎0947-44-2000 (内線116・117)

